

Research Focus

2021年7月14日
No.2021-018

グリーン国際金融センター実現に必要な施策とは ～国際競争力のあるサステナブル債券市場の構築～

調査部 主任研究員 野村拓也

《要 点》

- ◆ 本年6月に公表された成長戦略実行計画では、民間資金をカーボンニュートラル市場に呼び込む施策として、「グリーン国際金融センター」実現を目指す方針を表明。また、同月に公表されたサステナブルファイナンス有識者会議の報告書案では、同センターの実現に向けて証券取引所等が行う施策として、一覧性のある情報プラットフォームや社債認証の枠組みの導入を提示。
- ◆ 世界で初めてグリーンボンドを上場し、「グリーン国際金融センター」の先駆者であるルクセンブルグは、官民共同の認証機関を設置して投資家と発行体が安心して取引できる環境を整備。また、後発のロンドンでは、情報プラットフォームで取り扱う債券の種類を多様化。アジアでは、香港が、政府系評価機関や、発行体として国営銀行が市場を牽引しているほか、シンガポールは、米ナスダックと情報プラットフォームで提携しつつ、潤沢な補助金によって市場を活性化。
- ◆ わが国のグリーン国際金融センター実現のため、他国市場の取り組みを参考に、以下のような施策を総合的に検討することが必要。
 - ▶ 情報プラットフォームで取り扱う債券種別の拡大：グリーンボンドやトランジションボンドのみならず、ソーシャルボンド等も含めた幅広いサステナブル債券を取り扱い、競争力のあるサステナブル債券市場を構築すべき。
 - ▶ 債券発行体の多様化：当初は、公共性が高く、資金用途がサステナブル債券の条件に合致しやすい政府、金融・鉄道等の企業に、継続的な発行を促して市場規模の拡大を図り、その後、発行体の多様化に繋げるべき。
 - ▶ 政府が関与する認証機関：投資家や発行体が安心して取引ができるよう、政府・当局が関与する認証機関を設置すべき。将来的に当該認証機関が信頼性のブランドを確立できれば、日本のグリーン国際金融センターの競争力になる。
 - ▶ 補助金制度：アジア諸国が補助金を拡大してグリーンボンドを推進する一方、わが国では補助金制度が縮小。補助金制度は早急に見直すべき。

本件に関するご照会は、
調査部・金融リサーチセンター・主任研究員・野村拓也宛にお願いいたします。
Tel: 080-3410-3420
Mail: nomura.takuya.u8@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。
<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. はじめに

2050年カーボンニュートラルの実現のために、世界で最大8,000兆円の資金が必要との試算（国際エネルギー機関：IEA）があるなか、本年6月に閣議決定された成長戦略実行計画では、グリーン分野の成長に向けて民間資金をカーボンニュートラル市場に呼び込む施策の1つとして、「グリーン国際金融センター」の実現を目指す方向性が示された。そこで本稿では、欧州とアジアのグリーンボンド市場の動向を整理し、わが国における競争力のあるグリーン国際金融センターの実現に向けた施策を考察した。

2. わが国で検討されているグリーン国際金融センター

(1) 政府・当局による検討

政府が成長戦略で掲げたグリーン国際金融センターに関しては、本年初から金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議において議論されている。6月に公表された報告書案では、その実現に向けて、機関投資家、金融機関、ESG評価機関、証券取引所等の各主体が取り組むべき施策が例示された。具体的に、機関投資家は、ESGに係る知見を集積するため、ESGに関連する人材の育成や組織の構築が必要とされたほか、金融機関には、個人に投資機会を提供するため、ESG投資に係る運用アドバイザーを育成することが示された。また、ESG評価機関は、評価の信頼性を高めるため、利用しやすい形式での情報開示が求められるとされた。加えて、証券取引所については、一覧性のある情報プラットフォームや社債認証の枠組みの導入により、グリーンボンドやトラジション(移行)ボンドの取り扱いを増加させる方針が示された(図表1)。

(図表1)グリーン国際金融センター実現に向けた主体別の施策例

主体	機関投資家	金融機関	ESG評価期間・データ提供機関	ESG関連債プラットフォーム(証券取引所等)
方向性	ESGに係る知見を集積する	個人に対して投資機会を提供する	信頼性を向上させる	ESG関連債に係る有益な情報を提供する
施策例	<ul style="list-style-type: none"> ▶投資責任原則署名等 ▶ESG関連人材育成・組織構築 ▶国際的投資家グループへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶資産運用業者等によるESG関連取り組みの説明を充実 ▶アドバイザー人材の育成 ▶金融経済教育の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▶英語かつ利用しやすい形式での企業の情報開示 ▶ESG評価機関に関する国際的議論に積極的に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ESG関連債に係る情報プラットフォーム整備 ▶ESG関連債の適格性を保証する認証枠組みの構築

(資料)サステナブルファイナンス有識者会議の資料を基に日本総合研究所作成

(2) 東京都による検討

一方、東京都では、本年2月から『Tokyo Green Finance Market (仮称)』の実現に向けた検討委員会において議論が進められており、6月には、①グリーンファイナンス市場の発展、②グリーンファイナンスにおける参加プレーヤーの裾野拡大、③環境施策・環境技術の情報発信とESG人材の育成といった施策が提言された。また、『国際金融都市・東京』構想に関する有識者会議が策定した「国際金融都市・東京」構想の改訂案においては、上記提言を取り込む形で、「社会的課題の解決に貢献する分厚い金融市場の構築『Tokyo Green Finance Initiative』の推進」が柱の1つとして掲げられている。東京都は、2021年度予算において、「Tokyo Green Finance Market」の創設に向けた費用として2億円を計上するなど、財政面でもサポートするスタンスを明確にしている。

3. 世界のグリーン国際金融センター

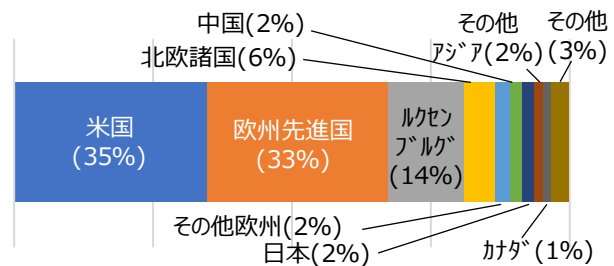
次に、世界におけるグリーン国際金融センターとして、ルクセンブルグ、ロンドン、香港、シンガポールの概要について整理する。

(1) ルクセンブルグ

ルクセンブルグ証券取引所(LuxSE)は、2007年に世界で初めてグリーンボンドを上場するなど、グリーン国際金融センターの先駆者であり、官民共同で市場の活性化に取り組んでいる。2016年には、世界初となるグリーンボンド専門の情報プラットフォーム「LGX(ルクセンブルグ・グリーン取引所)¹⁾」を創設した。

LGXは、860を超える銘柄が登録されている世界最大の情報プラットフォームであり、その特徴は、登録されている債券の種類や発行体の豊富さである。LGXには、グリーンボンドのみならず、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンクボンド²⁾の情報が登録されているほか、発行体の国籍や業種も多様化が進んでいる(図表2)³⁾。

(図表2) LAXのサステナブル債券等の発行体国籍



(資料)LuxSEを基に日本総合研究所作成
(注)発行数ベース。2020年5月27日時点。

また、ルクセンブルグでは、政府と金融業界が共同でグリーンボンドの認証機関「LuxFlag(Luxembourg Finance Labelling Agency)」を設立している点も特徴である。具体的に、LuxFlagは、2006年にルクセンブルグ政府と同証券取引所、国際機関である欧州投資銀行(EIB)、投資ファンド産業協会(ALFI)、銀行協会(ABBL)等が設立した団体であり、グリーン関連の運用商品の信頼性を高める施策として、2017年からグリーンボンド⁴⁾の認証ラベル⁵⁾を発行している。この官民協働は、正確な情報を基に投資したい投資家と自社の取り組みを正当に評価して欲しい企業の双方における強いニーズの下で取り組まれており、ルクセンブルグ全体として、当該分野における世界的リーダーになるという強い意思の表れともいえる。

(2) ロンドン

次に紹介するロンドン証券取引所(LSE)は、先行するルクセンブルグ証券取引所に追いつくために、グリーンボンド等に係る情報プラットフォームを急速に拡充している。

LSEは、2015年より、外部評価の提出等を条件とするグリーンボンドの情報を登録していたが、2019年より、対象債券を大幅に拡張した「サステナブル債券情報プラットフォーム(Sustainable

¹⁾ LGXの情報プラットフォームに掲載されるには、LuxSEが運営する別のプラットフォーム等(一般の証券取引所「Bourse de Luxembourg(BdL)」、私設取引システム「Euro MTF」、まだ取引対象となっていない銘柄も含むオフィシャルリスト「SOL(Securities Official List)」)に上場・登録されている必要がある。またLGXは、①情報掲載のことを上場(list)としていること、②一般市場に上場されながらも要件未充足のためLGXに掲載されないケースもあること、③CBI(Climate Bonds Initiative: グリーンボンドに係る国際基準を規定している団体)がLuxSEとLAXを別市場としてランキングを出していること、などから、他のプラットフォームとは異なり、「上場プラットフォーム」・「取引プラットフォーム」と呼称されることもある。

²⁾ サステナビリティの改善がコミット(KPIの設定等)されている債券。

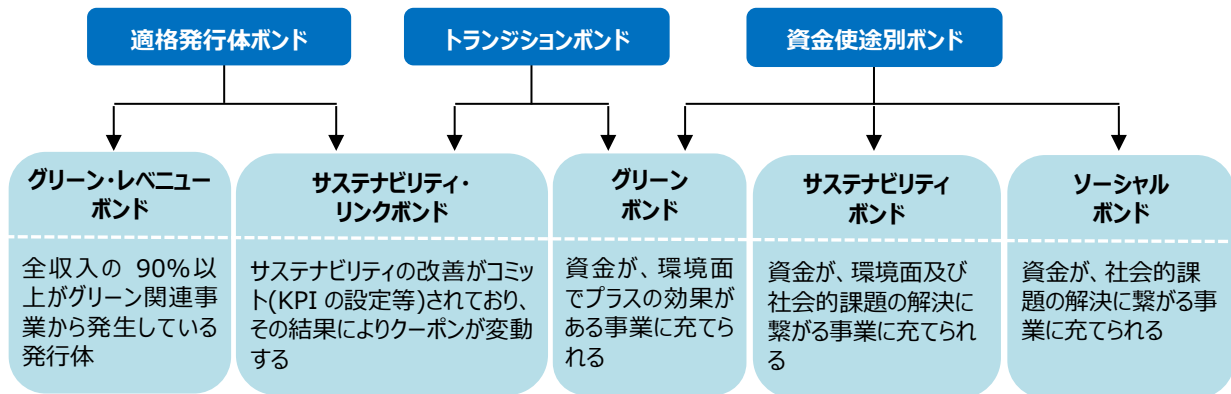
³⁾ LGX自身も「世界のグリーンボンドの50%が情報掲載されている」としている、また、中国の国内基準を満たし、上海取引所に上場されている中国国内グリーンボンドも別枠で情報掲載されている。

⁴⁾ もともとESG関連ファンドに対してラベルを発行している組織だった。現在の対象は、グリーンボンドのほかにも個別分野(マイクロファイナンス、環境、気候変動金融)、あるいは複数分野に跨るESG関連ファンド。

⁵⁾ ここでの「ラベル」は、その認定の条件として外部評価が求められるため、投資家からは、より高い信頼性があるものとみなされる。

Bond Market : 以下、SBM)」の運用を開始した。SBM では、グリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド等の資金用途によって区分されるカテゴリ(資金用途別ボンド)に加えて、環境改善に資するビジネスを主業務とする企業等、発行体によって区分されるカテゴリ(適格発行体ボンド)が設定された。また、本年3月には、世界的に移行リスク⁶が大きな論点となるなか、脱炭素社会に適合したビジネスモデルへの事業転換を用途とする新しいカテゴリ(トランジションボンド)が追加された(図表3)。

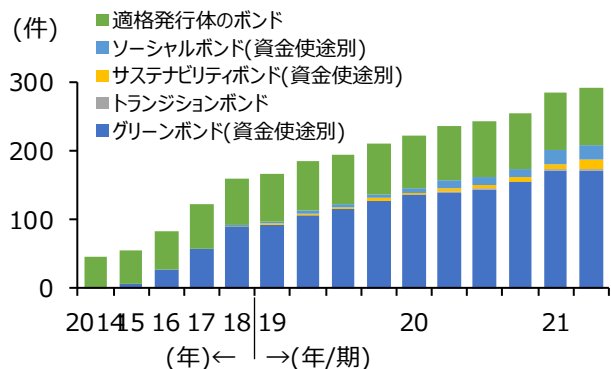
(図表3) LSE の SBM に登録可能な債券



(資料)LSE を基に日本総合研究所作成

このように、SBM は、取り扱う債券種別を積極的に拡張し、現在は300近い債券の情報が登録されている(図表4)。登録債券の発行体国籍別のシェア(残高ベース)をみれば、欧州が約62%、米州が約17%、アジア太平洋(除く日本)が約15%、日本が約4%となっており、ルクセンブルグと比較しても遜色がなく多様化が進んでいるようにみえる。一方、業種別シェアをみれば、香港やスウェーデンを含む政府・自治体、英国水道会社をはじめとしたユーティリティ、欧州復興開発銀行等の国際機関や金融機関が中心となっており、特定業種のプレゼンスが大きい点が特徴である。

(図表4) SBM に情報掲載されているサステナブル債券数



(資料)LSE を基に日本総合研究所作成

(注)2020年5月27日時点で掲載されている銘柄を、発行日に遡ってプロットしていたため、情報プラットフォームが存在していない年、債券が掲載対象となっていない年でも「債券数」として計上される形になっている。また、償還済債券はカウントしていない。

(3) 香港

ここからは、アジアにおいて日本の競合相手となり得る都市を紹介する。まず、香港では、香港取引所(HKEX)がグリーンボンドに係る情報プラットフォームを立ち上げたほか、政府系の外部評価機関が存在し、かつ、外部認証に係るコストを賄う補助金制度を導入するなど、官民を挙げて市場活性化に取り組んでいる。

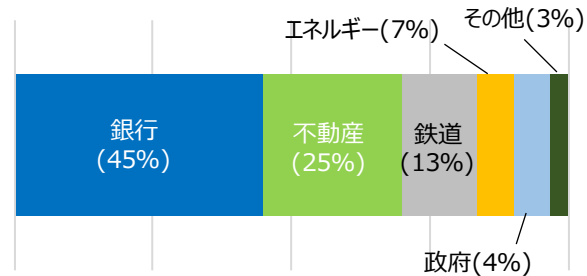
具体的に、2020年12月、HKEXは、「アジアのサステナブル・ファイナンス・エコシステムをサポ

⁶ 気候変動に伴う風水害や海面上昇等による物理的な被害(「物理的リスク」)ではなく、脱炭素社会への移行に伴う政策・規制、技術革新、消費・投資行動等の変化などによって生じるネガティブな経済的影響に係るリスク。

ートする」ことを目的に、情報プラットフォーム「STAGE(Sustainable and Green Exchange)」を立ち上げた。このSTAGEは、HKEXの子会社である香港証券取引所(SEHK)に上場済みのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、トラジションボンドおよび ESG 関連 ETP(Exchange Traded Products：上場取引型金融商品)など、幅広い債券種別・商品の情報が掲載可能とされた。

STAGEには当初大手企業発行の29銘柄の情報が掲載されたが、半年後の本年5月には、その数が60まで増加している(図表5)。もっとも、発行体の国籍は、中国あるいは香港企業のみであるほか、業種別でも、大手行である中国建設銀行および中国銀行、中堅行である興業銀行と中国農業開発銀行の計4行で45%、不動産業で25%を占めており、発行体は特定の企業に偏っているのが実情である。

(図表5)STAGEに登録されている債券の業種別割合



(資料)HKEXを基に日本総合研究所作成
 (注)2020年5月27日時点で掲載されている銘柄。

グリーンボンド等の外部評価に関しては、政府系の外部評価機関「香港品質保証局(The Hong Kong Quality Assurance Agency:HKQAA)が、2017年より「グリーンファイナンス認証制度(Green and Sustainable Finance Certification Scheme)」の運用を開始した。当該認証制度では、①国連気候変動枠組条約(UNFCCC)や国際資本市場協会(ICMA)のグリーンボンド原則(GBP)等の国際基準のほか、②中国人民銀行の「Green Bond Endorsed Project Catalogue」などの中国本土基準のいずれかをベースに、グリーンボンドの認証を実施している⁷。

このほか、香港金融管理局(The Hong Kong Monetary Authority:HKMA)は本年5月より、補助金制度「Green and Sustainable Finance Grant Scheme(GSF Grant)」の運用を開始した。グリーンボンド等を発行する際の、①債券発行に係る弁護士、監査・会計士、格付機関への手数料、SEHKに支払う上場関連費用のほか、②外部評価機関のサービス利用に係る費用の一部⁸を補助している。

(4)シンガポール

香港と同様、アジアのグリーン国際金融センターを目指すシンガポールは、米国の大手証券取引所ナスダックとの提携に加え、政府による補助金制度の導入を通じて市場活性化に取り組んでいる。

具体的に、シンガポール証券取引所(SGX)は2020年12月、サステナビリティに係る資金調達を幅広く支援することを目指す「SGX FIRST イニシアチブ」を公表し、その一環として、米ナスダックとの間で、同社が運営するサステナブル債券のグローバル情報プラットフォーム「Nasdaq Sustainable Bond Network(以下、NSBN)」のアジア地域における独占的パートナー契約⁹を締結した。SGXは、自前の情報プラットフォームを構築せずにNSBNを活用する形で、投資家に対して、SGXに上場されているグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド200銘柄の情報を提供している。

⁷ CBIの基準に準拠しているかを「認証」できるCBI認定検証機関(Approved Verifier)でもある。

⁸ 債券評価に係る費用の2分の1まで補助(発行者の信用格付けの有無によって1,250~2,500万香港ドルの上限あり)。また、外部評価機関のサービス利用に係る費用は、債券発行毎に80万香港ドルまで補助。

⁹ ナスダックは、「アジア地域でもグループ会社は存在しているものの、サステナブル債券を取り扱う十分なリソースがないため、SGXとのこれまでの長期にわたる関係を踏まえて契約を結んだ」としている。

なお、SGX に上場しているグリーンボンド等の債券発行体の国籍は、韓国やインドを中心としたアジア諸国、業種は金融やエネルギーが中心であり、偏りはあるものの、アジア内の競合相手である香港と比べて多様化が進んでいる。

また、シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore: MAS) は、2017 年に一般債券の発行に係る費用を補助する制度を導入しており、グリーンボンド等も対象となっていたが、2020 年 11 月に、グリーンボンド市場をより一層活性化させる観点から、外部評価に係る費用も補助する新制度「Sustainable Bond Grant Scheme」の運用を開始した。この補助金制度は、①利用回数に制限がないほか、②アジア通貨建に限らず世界の通貨建の債券が対象になるなど、多様な発行体にグリーンボンド等の発行を促す仕組みとなっている (図表 6)。

(図表6)シンガポールの債券発行に係る補助金制度の比較

	Global-Asia Bond Grant Scheme	Sustainable Bond Grant Scheme
開始年	2017年1月(2020年1月に改定)	2021年1月
対象債券	アジア圏の非金融機関が発行する債券	サステナブル債券(グリーンボンド/ソーシャルボンド/サステナビリティボンド/サステナビリティ・リンクボンド)
回数	初回発行のみ	複数回も可
通貨	アジア通貨のみ	制限なし
期間	1年以上	1年以上
発行規模	2億Sドル	2億Sドル
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アレンジャー/監査/格付け/法務関連費用 ➢ 上場関連手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事前・事後の外部評価に係る費用
補助金上限	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 格付け手数料は100%、それ以外は50%まで ➢ (10億Sドル以上の発行)格付け済債券は80万Sドル、格付け未済債券は40万Sドル ➢ (10億Sドル未満の発行)格付け済債券は40万Sドル、格付け未済債券は20万Sドル 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 10万Sドルあるいは100%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ SDG 関連の債券の場合、MAS に監督されている格付け会社から、格付けを得ている必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サステナビリティ・リンクボンドは、発行後、当初3年間で外部評価等を実施する必要あり(外部評価は、シンガポールにて実施される必要あり)

(資料)各種情報を基に日本総合研究所作成

(注)シンガポールドルはSドルと表記

4. 競争力のあるサステナブル市場の構築に向けて日本に求められる取り組み

日本は現在、グリーン国際金融センター実現に向けて、新たな情報プラットフォームの構築や社債認証の枠組みの導入を検討している段階であり、欧州やアジアの市場と比較して後れを取っている面は否めない。実際、情報プラットフォームに掲載されている債券の銘柄数は、ルクセンブルグの約 850、ロンドンの約 300、シンガポールの約 200、香港の約 60 に対し、東京はわずか 12 件¹⁰にとどまる(次頁図表 7)。

今回紹介した都市では、①情報プラットフォームで取り扱う債券が多様であるほか、②政府等のサポートが充実している。例えば、情報プラットフォームで取り扱う債券種別をみれば、東京の2種類に対して、他都市は3~5種類となっている。また、東京は国内かつ極めて限られた業種の発行体のみが対象であるが、他都市では、発行体の国籍が複数に跨るほか、業種も多様化している。また、政府によるサポートに関しては、ルクセンブルグや香港に存在する政府関連の認証機関が東

¹⁰ 東京証券取引所は、2018年からプロボンド市場(2011年開設の機関投資家等を対象とした市場)において、グリーンボンド及びソーシャルボンドのための情報プラットフォームを開設している。

京には存在しないほか、債券発行に係るコストに対する補助金制度も、香港やシンガポールに比べて日本の制度は不十分である（後述）。

（図表7）サステナブル債券市場の比較

	都市				
	ルクセンブルグ	ロンドン	香港	シンガポール	日本/東京
情報プラットフォーム掲載銘柄数	約 860	約 300	約 60	約 200	12
情報プラットフォームが取り扱う債券の属性					
①債券種別(注)	4種類	5種類	4種類	3種類	2種類
②債券の多様性 (発行体の国籍、業種)	国籍:グローバル 業種:多様	国籍:グローバル 業種:複数 (政府・ユーティリティ等)	国籍:中国・香港 業種:複数 (金融・不動産・鉄道等)	国籍:アジア各国 業種:複数 (金融、エネルギー等)	国籍:自国のみ 業種:限定的
政府等のサポート					
③信頼性補完の枠組み (ラベリング、外部評価)	ラベリング機関 (官民共同組織)	—	政府系 外部評価機関	—	—
④外部評価コストの補填 (補助金制度)	—	—	あり (100%補填)	あり (100%補填)	あり (最大 70%補填)

(資料)各種情報を基に日本総合研究所作成

(注)グリーンボンド/ソーシャルボンド/サステナビリティボンド/サステナビリティ・リンクボンド/トラジションボンドなど(ETP 等のファンドは除く)。

カーボンニュートラルの実現に向けて必要な多額の資金は、銀行が融資する間接金融のみならず、市場で調達する直接金融を合わせた金融システム全体で支えることが重要であり、その意味で、グリーンボンド等が活発に取引されるグリーン国際金融センターを実現することは、わが国にとって極めて重要である。また、グリーン国際金融センターは、諸外国でも取り組みが緒に就いたばかりである。わが国として挽回のチャンスは大きいほか、国際金融都市構想の実現にも資するものであり、積極的に推進する価値がある。今後は、以下の施策に取り組み、わが国におけるグリーン国際金融センターの実現を目指すべきであろう。

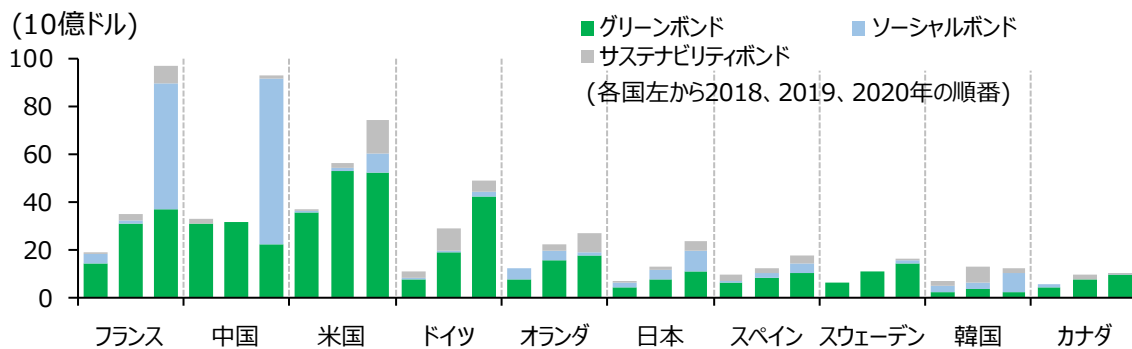
（1）情報プラットフォームで取り扱う債券種別の拡大

まずは、情報プラットフォームで取り扱う債券種別の拡大が挙げられる。

2020年のグリーンボンド等の国別発行額をみると、フランスや中国では、グリーンボンドに加えて、ソーシャルボンドが大幅に増えおり、世界では、サステナビリティに関連する債券の種別が多様化している(図表8)。日本においても、ソーシャルボンドの発行額がグリーンボンドと大差ない規模となっている。

今回紹介した他国の情報プラットフォームでは、これら多様な種別の債券が登録可能である一方、日本政府が検討するグリーン国際金融センターの情報プラットフォームでは、グリーンボンドとトラジションボンドを取り扱う方向性が示されている。今後は、ソーシャルボンドを含めた、より幅広いサステナブル債券全般を取り扱う情報プラットフォームと共に、競争力ある「サステナブル債券市場」の構築を検討すべきであろう。

(図表8) サステナブル債券の種類別発行額(国別)



(資料)Climate Bonds Initiative を基に日本総合研究所作成

(2) 債券発行体の多様化

次に、情報プラットフォームに登録する債券の発行体に係る国籍と業種を多様化していくことも重要である。国籍については、債券発行に係る関係書類の外国語化等を通じて海外の発行体をサポートする体制を整備していくことが求められる。また、業種については、当初はロンドンや香港のように、政府(含む地方自治体)や金融、鉄道など、事業の公共性が高く、資金使途がグリーンボンドに合致しやすい企業に継続的な発行を促して市場規模を拡大することが肝要であるが、いずれは多様な業種の債券が登録されるようにすべきであろう。

(3) 政府が関与する信頼性補完の枠組み

市場において投資家と発行体が安心してグリーンボンド等を取引できるようにする観点からは、信頼性の高い認証の枠組みの整備を検討すべきである。とりわけ、グリーン国際金融センターとして後発となる日本が他国よりも競争力を高めるためには、認証機関の設置についても政府・当局の積極的な関与が求められよう。ルクセンブルグのように認証機関がそのブランドを確立できれば、グリーンボンド市場における大きな競争力になる。

(4) 補助金制度

通常の社債と比較して外部評価の取得に追加的なコストがかかるグリーンボンドの発行を推進するため、前述のように、各国は補助金制度を創設している。日本においても、環境省の「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」において補助金制度が存在するが、補助金の上限は4,000万円であり¹¹、実費と比較したカバー率は70%と、昨年(80%)、一昨年(90%)と比較して徐々に低下している¹²。今後もグリーンボンドの発行を推進する必要性が高いことや、香港やシンガポール等の海外で、実費のカバー率100%で補助金が支給されることを踏まえれば、わが国の補助金制度を改めて見直し、強化することも検討に値しよう。

¹¹ この制度は、グリーンボンド発行体への直接支援ではなく、発行支援(外部評価付与、グリーンボンドのフレームワーク整備等)に係るコンサルティング等をする外部評価機関やコンサルティング会社に支給する間接補助金という形をとっている。補助金の上限は、外部評価機関などが環境省に提出する発行支援計画単位で定められている。

¹² 同一主体が同一フレームワーク(グリーンボンド発行に際し、資金使途の選定基準、グリーンに係る評価および選定のプロセス、調達資金の管理方法、等を定めたもの)に基づいてグリーンボンドを再度発行するための外部評価を付与する場合は60%(2019年度は80%、2020年度は70%)。

5. おわりに

成長戦略実行計画で指摘されているように、グリーン成長に向けて、カーボンニュートラル市場に資金を呼び込むことは非常に重要である。世界的にみて後発となるわが国がグリーン国際金融センターを構築するためには、他国の市場の強みをしっかりと認識したうえで独自の施策を打ち出す必要がある。その意味では、前述した情報プラットフォームの債券種別の拡大と発行体の多様化を実現し、かつ、政府が関与する認証の枠組みと補助金制度を備えた市場は存在しないため、これらの施策を総合的に取り組むことは他市場との差別化にも繋がるであろう。わが国の政府、当局、金融機関が協働し、日本ならではの強みがあるグリーン国際金融センターを構築することを期待する。

以 上